



速報 ジョウロウ ヨコハマ

憲法理念の実現、平
和・人権、地球環境
保全のため内外の連
帯活動をひろげよう

自治労横浜市従業員労働組合 〒231-0026 横浜市中区寿町4丁目15番5号 自治労横浜会館3階 <http://www.j-yokohama.or.jp/>
TEL 045-663-3003 FAX 045-663-3005 Mail: jy-honbu2@j-yokohama.or.jp 発行者 鈴木康司 編集者 安楽 紀之

年末一時金 当局回答（11月5日・市労連団体交渉）示される。
再任用職員以外の職員

2.225月（期末1.4月、勤勉0.825月）

12月10日（水）支給

～ 再任用職員は1.225月（0.8月、勤勉0.425月）～

台風の影響で10月16日に団体交渉は延期となりましたが、交渉日程を考慮して14日に市労連書記長による折衝で提出した年末一時金要求に対する当局回答が賃金確定交渉のヤマ場を11月7日に控えた5日の市労連団体交渉で示されました。

横浜市人事委員会勧告同様、引き上げとなる0.15月を勤勉手当に配分とした回答となり自治労横浜としては、はなはだ不満の残る回答水準ではありますが、この回答内容について職場討議に附し、11月7日の市労連中央委員会での集約に臨みます。

（各支部での意見等について本部までお寄せください）

※ 同日、病院経営局との団体交渉で同様の回答を得ました。

2014年度 期末・勤勉手当

一般職員・嘱託職員等

	期 末	勤 勉	合 計
6月一時金	1.25月	0.675月	1.925月
12月一時金	1.40月	0.825月	2.225月
合 計	2.65月	1.5月	4.15月

再任用職員

	期 末	勤 勉	合 計
6月一時金	0.65月	0.325月	0.975月
12月一時金	0.80月	0.425月	1.225月
合 計	1.45月	0.75月	2.20月

市労連独自要求・確定期要求

課題解決にむけて折衝・交渉を推進

また賃金等確定期要求については11月4日に回答が示され「給与制度の総合的見直し」については確定期の課題と切り離すことが確認されましたが、「住居手当の見直し」提案について骨格が示されました。今後は独自要求に引き継いで解決をはかる課題などを整理し、11月7日の山場に向けて交渉を強化していきます。

自治労横浜は、引き続き賃金・労働条件の待遇改善に全力で取り組んでいきます。

【11月7日（金）20時00分～自治労横浜 第1回中央闘争委員会】

☆自治労横浜に結集し、引き続き、賃金・労働条件の改善を！！☆